

総行外第21号  
平成24年7月10日

各都道府県  
住民基本台帳等担当課長 殿

総務省自治行政局  
外国人住民基本台帳室長



「続柄を証する文書」に係る質疑応答について（通知）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の48及び第30条の49に規定する外国人住民と世帯主との続柄を証する文書（以下「続柄を証する文書」という。）に関する質疑応答について、下記のとおりとりまとめましたので、通知します。

また、この旨を貴都道府県内の市区町村にも周知くださるようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

（問1）外国人住民が「続柄を証する文書」を添えて届出をする場合、届出者から当該文書の還付を求められたときには、これに応じて良いか。

（答）写しを取った上で、還付の求めに応じることは差し支えない。この場合、当該写しに、「続柄を証する文書」を確認後還付した旨を記録することが適当である。

（問2）「続柄を証する文書」の例として、住民基本台帳事務処理要領第4-2-(1)-ウによると、戸籍法に基づく届出に係る受理証明書又は記載事項証明書等が示されているが、外国人住民に係る住民票の写し等により確認した続柄を住民票に記載してよいか。

（答）住民票の写し又は記載事項証明書（消除された住民票の写し等を含む。）によっても、届出のあった時点における世帯主との続柄を確認できる場合には、当該続柄を住民票に記載して差し支えない。

なお、届出のあった続柄に疑義がある場合には、必要に応じ、口頭で質問を行う等により、事実確認を行うことが適当である。

(問3) 外国人住民から、その本国の政府機関が「続柄を証する文書」に該当する文書を発行していないとの申出があった場合には、どのように取り扱うこととすればよいか。

(答) 本国の政府機関以外の公的団体等が発行した世帯主との続柄を確認できる文書の提出を求め、事実確認を行うことが適当である。

なお、在留カードに記載されている在留資格（「家族滞在」又は「永住者の配偶者等」）によって、届出のあった時点における世帯主との続柄を確認できる場合には、当該続柄を住民票に記載して差し支えない。